

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病013
- (2) 調達件名及び数量 エドスチラドリン膀胱内注入液 1箱
- (3) 納入期間 令和8年8月24日から令和8年9月30日まで
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院
国立大学法人大阪大学歯学部附属病院

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 別紙1における仕様を満たすものであること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-15
国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第一係
電話 06-6879-5116
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和8年8月24日(月) 12時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 規則第40条第1項ただし書きにより免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

供給者は以下の仕様に基づき、供給すべき物品（以下「医薬品」という。）を国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び歯学部附属病院に納入するものとする。

（仕様）

1. 医薬品の供給者は医薬品販売許可及び毒物劇物販売許可を受けているものとする。
2. 医薬品の納入期間は、令和8年8月24日から令和8年9月30日までとする。
3. 一回に納入する医薬品は原則として製造番号が同一、かつ、前回納入分の製造番号と同一もしくは更新しているものを納入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に本学担当教職員の承認を得た後、納入するものとする。
4. 本学担当教職員の求めに応じ、医薬品の製造業者の出荷証明書及び自家試験成績書を遅滞なく提出するものとする。
5. 医薬品の供給者は、医薬品の流通情報等に注視するものとし、欠品が生じる可能性がある場合、欠品が生じた場合及び規格等に変更が生じた場合は、速やかに本学担当教職員へ報告するものとする。
6. 納入する医薬品は原則として、製造後1年以内のもの（有効期限1年以内のものは、製造後6ヶ月以内のもの）であるものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に書面を提出し、本学担当教職員の承認を得た後、納入するものとする。
7. 医薬品の納入については、本学担当教職員が指定する期日及び時間を厳守するものとし、定期発注（午後5時までに発注）は、翌日（翌日が土日祝日の場合はその翌日）の午前8時30分から午前11時までに納入するものとする。また、緊急発注（土日祝日、夜間も含む）は、原則発注から2時間以内に納入するものとする。ただし、本学担当教職員が認める場合はその限りではない。
8. 納入済みの医薬品について、製造業者から回収、自主回収の情報が発生すれば速やかに本学担当教職員に伝え、該当の製造番号医薬品が納入されているか等、適切（速やかに代替製造番号医薬品に交換）に対応するものとする。
9. その他詳細は、本学担当教職員との協議によるものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：医病013

調達件名：別紙のとおり

見 積 金 額 別紙のとおり

国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準を熟知し、別紙仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除くこと。
- ※ 見積書の日付は、提出日とすること。

番号	薬品名	規格	メーカー名	JANコード	単位	見積単価 (税抜)
99	エドスチラドリン膀胱内注入液	4V	フェリング・ファーマ	4987802251112	箱	

物 品 供 給 契 約 書(案)

供給すべき物品の表示
契 約 単 価

別紙のとおり
別紙のとおり（別紙の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並び
に地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、
契約単価に110分の10を乗じて得た額である。）

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 坂田 泰史と供給者
との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の契約単価で供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 供給者は、発注者に対し、別紙1「仕様書」に基づき、物品の供給をするものとする。
- 第2条 物品は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び歯学部附属病院に納入するものとする。
- 第3条 供給者は、物品の供給を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第4条 供給者は、物品の供給を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第5条 物品の納入期間は、令和8年8月24日から令和8年9月30日までとする。
- 第6条 納品書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第一係・歯学研究科総務課管理係に送付すべきものとする。
- 第7条 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 契約保証金は、免除する。
- 第9条 この契約の期間中、特別の事由により契約単価の変更を行う必要が生じた場合は、発注者と供給者とが協議し変更することができるものとする。
- 2 発注者は、前項の協議において、現契約単価より明らかに安価で供給可能と判断されるときに供給者が協議に応じない場合、供給者に対し1か月前に通知することにより、当該物品についての契約を解除できるものとし、発注者と供給者は、これに伴う契約変更等の手続きを行うものとする。
- 第10条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と供給者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び供給者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年8月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 坂田 泰史

供給者

番号	薬品名	規格	メーカー名	JANコード	単位	契約単価(税抜)	契約単価(税込)	うち消費税額
99	エドステラドリン膀胱内	4V	フェリング・ファーマ	4987802251112	箱			

仕 様 書

供給者は以下の仕様に基づき、供給すべき物品（以下「医薬品」という。）を国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び歯学部附属病院に納入するものとする。

（仕様）

1. 医薬品の供給者は医薬品販売許可及び毒物劇物販売許可を受けているものとする。
2. 医薬品の納入期間は、令和8年8月24日から令和8年9月30日までとする。
3. 一回に納入する医薬品は原則として製造番号が同一、かつ、前回納入分の製造番号と同一もしくは更新しているものを納入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に本学担当教職員の承認を得た後、納入するものとする。
4. 本学担当教職員の求めに応じ、医薬品の製造業者の出荷証明書及び自家試験成績書を遅滞なく提出するものとする。
5. 医薬品の供給者は、医薬品の流通情報等に注視するものとし、欠品が生じる可能性がある場合、欠品が生じた場合及び規格等に変更が生じた場合は、速やかに本学担当教職員へ報告するものとする。
6. 納入する医薬品は原則として、製造後1年以内のもの（有効期限1年以内のものは、製造後6ヶ月以内のもの）であるものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に書面を提出し、本学担当教職員の承認を得た後、納入するものとする。
7. 医薬品の納入については、本学担当教職員が指定する期日及び時間を厳守するものとし、定期発注（午後5時までに発注）は、翌日（翌日が土日祝日の場合はその翌日）の午前8時30分から午前11時までに納入するものとする。また、緊急発注（土日祝日、夜間も含む）は、原則発注から2時間以内に納入するものとする。ただし、本学担当教職員が認める場合はその限りではない。
8. 納入済みの医薬品について、製造業者から回収、自主回収の情報が発生すれば速やかに本学担当教職員に伝え、該当の製造番号医薬品が納入されているか等、適切（速やかに代替製造番号医薬品に交換）に対応するものとする。
9. その他詳細は、本学担当教職員との協議によるものとする。

個人情報取扱の特記事項

（基本的事項）

第 1 この契約により、発注者へ物品の供給を行う者（以下「供給者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第 2 供給者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 供給者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（保管及び搬送）

第 3 供給者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第 4 供給者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（契約目的以外の利用等の禁止）

第 5 供給者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 6 供給者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第 7 供給者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還等）

第 8 供給者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（適正な管理）

第 9 供給者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

（違反した場合の措置等）

第 10 発注者は、供給者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

以上